

第52回人権を理解する作品コンクールの実施について

名古屋法務局及び愛知県人権擁護委員連合会は、次代を担う小・中学生の皆さんに「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、平等である。」とする人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けてもらうことを目的として、「人権を理解する作品コンクール」を実施します。

昨年度は、愛知県内の小中学校1,089校から253,565点の応募がありました。今年度もたくさんのご応募をお待ちしています。

実施内容

- 対 象** 愛知県内の小中学校（外国人学校、特別支援学校、義務教育学校及び中等教育学校を含む）に在学する児童・生徒
- 課 題** 以下の人権課題からテーマを1つ選び、ポスター・書道・標語を作製してください。
- ・男女差別 ・いじめ ・児童虐待 ・高齢者 ・障害者 ・部落差別(同和問題)
 - ・外国人 ・ハンセン病 ・インターネットにおける人権侵害 ・性の多様性
 - ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等 ・その他人権に関するもの
- ※ 作品は未発表で、他のコンテストに応募予定のない作品のみ
※ 生成AIを利用して作成したものは審査対象となりません。
- 規 格** ポスター：四つ切り画用紙大（約39cm×54cm）
書 道：半紙大（約33cm×24cm）・楷書又は行書
標 語：A5（約15cm×21cm）・縦書き
※ 作品はできる限り丸めないで応募してください。
※ 書道の作品の裏打ちは原則禁止とし、半紙に学年及び氏名を記載してください。
- 募集期間** 令和6年10月16日（水）～12月10日（火）（法務局必着）
※ 応募作品は、学校単位で取りまとめ、「集計表」を同封の上、持参又は送付してください（[「集計表」はこちら](#)）。学校を介さずに提出された作品の受付はできません。
- 応募方法** 児童・生徒は、ポスターと書道は作品の裏面の右下に次の「応募票」を貼付し、標語は「標語用紙」を使用し、学校に提出してください（[「標語用紙」はこちら](#)）。標語において、「標語用紙」以外で提出の場合は、作品の表面に次の「応募票」を貼付してください（[「応募票」はこちら](#)）。書道は、半紙の状態ですぐに学校に提出してください。学校は、取りまとめの上、「人権を理解する作品コンクール集計表」を添付して応募先に持参又は送付してください（[詳しい応募先はこちら](#)）。※ 「応募票」に必要事項を記入の上、作品に必ず貼付してください。※ 応募票のない作品、規格外の作品、書道教室・絵画教室等から直接応募された作品は、審査の対象となりませんので、注意してください。

表彰について

◎最優秀賞 30点以内 ◎優秀賞 60点以内

◎入 選 150点以内 ◎佳 作 300点以内

※ 以上の入賞者には、表彰状及び副賞を授与します。

※ 各賞の点数は、ポスター・書道・標語の各入賞者数の合計です。

入賞発表 令和7年1月下旬に名古屋法務局ホームページ上で発表するほか、最優秀賞受賞者については、中日新聞紙上に掲載する予定です。

表彰式及び入賞作品の展示等

◎表彰式 令和7年2月2日（日）（最優秀賞のみ）

◎表彰式及び展示会場 名鉄百貨店本館（全入賞作品）

◎展示期間 令和7年1月30日（木）～2月3日（月）

※ これとは別に、県内各地において応募作品の一部を展示する場合があります。

注意事項

- その他
- ・応募できる作品は各部門1人1点です。1人でそれぞれの部門に応募できます。2人以上の合作は認められません。
 - ・応募作品の著作権は、全て主催者に帰属し、主催団体の許可なく作品を転載発表することはできません。
 - ・応募作品は、返却しません。
 - ・主催団体が作品の転載・発表を許可する場合は、本人の許諾を求めません。
 - ・入賞作品については、作品、受賞者の学校名、学年及び氏名を公表するとともに、優秀賞以上の受賞作品については、「人権作品集」に収録し、県内小中学校等に配布します。また、その他の応募作品についても、公表することがあります。
 - ・応募作品の個人情報については、本コンクールの目的以外では一切使用しません。



主 催 名古屋法務局・愛知県人権擁護委員連合会
愛知人権啓発活動ネットワーク協議会
株式会社中日新聞社

